

ご 案 内

送信日:令和 7 年 6月23日

送付枚数: 2 枚(本状含む)

送付先: 三重県石油商業組合/協同組合
組合員各位

TEL:

FAX:

差出人: 大西 宏明

三重県津市羽所町700 アスト津 7階

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

E-mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>



☐至急！ ☒ご確認ください ☐折り返しご連絡ください

燃料油価格支援事業への「予防的な激変緩和措置」の追加について

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。
別紙のとおり燃料油価格支援事業への「予防的な激変緩和措置」の追加が決まりましたので、ご案内します。

2025 年 6 月 2 3 日

組合員 各位

三重県石油商業組合
理事長 亀井 喜久雄

燃料油価格支援事業への「予防的な激変緩和措置」の追加について

既に報道等でご承知のことと思いますが、中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格が高騰しております。現在、政府は物価高対策の一環として燃料油に一定の金額を支給（ガソリン・軽油には 10 円、灯油・A 重油には 5 円）する「定額引下げ措置」を実施しておりますが、中東情勢混乱が長引き、石油製品の急激な上昇が継続する場合に備え、現行の「定額引下げ措置」をベースに実施しつつ、新たに追加支援として「予防的な激変緩和措置」（以下、追加支援策）を行うことを決めました。

この追加支援策のポイントは以下の 3 点です。

- ① 全国平均小売価格で 175 円を大きく超えないようにする（＝ターゲットプライスを 175 円に設定）
- ② 175 円を超過する部分については現在の定額引下げ措置の支給額に加えて、10 分の 10 の補助（灯油・重油はガソリンへの支給額の 5 割相当）が行われる
- ③ 燃料油の最需要期となる 7 月～8 月の 2 ヶ月を期限に行われる

追加支援策は今週の卸価格改定分より開始されることになっております。つきましては、追加支援策に関する資料をお送りいたしますので、ご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以 上

今後の対応案

- ・ガソリン等については、いわゆる「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、すぐに使える基金を活用し、定額の引下げ措置を実施。
- ・こうした中で、今般の中東情勢の混乱が長引きガソリンなど石油製品の価格の急激な上昇が継続する場合に備え、需要の拡大が見込まれる7月から8月において、4月から5月の支給実績等で生じた余剰の基金を活用して、ガソリン価格等の予防的な激変緩和措置を講じる。
- ・具体的には、現在の基金を活用し、ガソリンについては、現在の10円の定額引下げ措置に加え、当該定額補助を講じても、全国平均小売価格が175円を超える見込みとなった場合には、その水準を大きく超えないよう、175円を超える部分について10/10の補助を行う。軽油についてはガソリンと同額の補助を行う。
- ・灯油・重油については、現行の定額引下げ措置の補助水準を踏まえ、ガソリンへの支給額の5割相当、航空機燃料については4割相当の補助を行う。
- ・6/26（木）支給分から開始。

燃料油価格定額引き下げ措置＋予防的な激変緩和措置

2

	定額引き下げ措置(第11フェーズ) (2025年5月22日～)	予防的な激変緩和措置(第12フェーズ) (2025年6月26日～8月末ごろ)
補助上限額	ガソリン・軽油10円 重油・灯油5円	なし
補助額	①5月22日(木)～28日(水): 「5円+前週補助額+原油コスト変動分」 ②5月29日(木)～補助額10円到達まで: 「前週補助額+1円+原油コスト上昇分」 ③補助額10円到達以降～:「定額10円」(灯油・重油は5円)	定額10円+翌週予測価格の175円超過分 (上記支給額に対し、灯油・重油は×0.5)
補助額 算出方法	【算出に使用するデータ】 ① 前週の補助支給額 ② 原油価格の変動値 (日経ドバイ原油価格の1週前平均と2週前平均の差) 【計算式】 A. 5月22日(木)～28日(水) ・市場価格が翌週に実質5円下がるよう補助額を設定 $5円 + ① + ② = \text{補助額}(a)$ (最大10円)(灯油・重油は5円) ※この週で上限に達した場合は、以降定額補助 B. 5月29日(木)～補助額10円到達まで ・原油コスト上昇時: 上昇分を打ち消し、更に市場価格が1円引き下がるよう補助額を設定 ・原油コスト下落時: 下落分に加えて1円分補助額を追加 $(a) + 1円 + ②(\text{上昇分のみ}) = \text{補助額}(\text{最大10円})(\text{灯油・重油5円})$ C. 補助額10円到達以降～ ・定額10円(灯油・重油は5円)を支給	【算出に使用するデータ】 ① 当週の価格調査結果(月曜調査、水曜公表) ② 前週の補助支給額 ③ 原油価格の変動値 (日経ドバイ原油価格の1週前平均と2週前平均の差) 【計算式】 A. 翌週予想価格の算出 $① + ② + ③ - 10円 = \text{翌週予想価格}(a)$ B. 支給補助額の算出 i) 翌週予想価格(a)が175円超の場合(超過分支給あり) $(a) - 175円 + \text{定額10円} = \text{補助額}(※)$ (※)算出した補助額に対し、灯油・重油は×0.5 (0.1円未満は切り捨て) ii) 翌週予想価格(a)が175円以下の場合(超過分支給なし) ・ガソリン・軽油: 定額10円を支給 ・灯油・重油: 定額5円を支給
留意点	なし	